



佐賀県公報

平成15年
12月12日
(金曜日)
号 外

(◎印は、県規則第21条第2項第5号)

目次

公 告

○競争入札の参加者の資格

(編 野 龍) 一

○ 公 告

平成16年度において佐賀県が発注する建設工事等について、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）の規定に基づき、競争入札に参加することができる者の資格及び申請方法を次のとおり公告する。

平成15年12月12日

佐賀県知事 古 川 康

1 業種の区分

(1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する建設工事の種類による。

(2) 建設関連業務

ア 建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する建設コンサルタント業務の部門による。

イ 建築士事務所に関する業務

ウ 地質調査業務

エ 測量業務

オ 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償コンサルタント業務の部門による。

カ 建築関係コンサルタント業務

キ 環境調査業務

ク その他

2 申請の対象者

(1) 平成14年度に平成15年度及び平成16年度の競争入札参加資格の申請を行っていない者

(2) 平成14年度に平成15年度及び平成16年度の競争入札参加資格の申請を行った者で、当該申請を行わなかった業種について今回入札参加資格の申請を行うもの

(3) 佐賀県特定調達契約規則第2条第1項第4号で定める特定調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う者

3 申請の時期

(1) 県内に本店を有する建設工事業者

平成16年1月19日から平成16年1月23日まで

(2) 県内に本店を有する建設関連業者

平成16年2月2日から平成16年2月6日まで

(3) 県外に本店を有する建設工事業者及び建設関連業者

平成16年2月2日から平成16年2月6日まで。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請については、その後も随時の受け付けを行う。

4 申請の方法

(1) 申請書類

競争入札参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて申請すること。

ア 県内に本店を有する建設工事業者

(ア) 経営事項審査結果通知書の写し又は経営事項審査申請書の写し（平

成14年10月1日から平成15年9月30日までを審査基準日とするもの)

- (イ) 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類
 - (ウ) 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類 (写し可)
- イ 県内に本店を有する建設関連業者

(エ) 入札を希望する業種及び登録番号・登録年月日

(イ) 入札参加資格希望業種区分別年間実績高

(ウ) 経営規模等総括表

(エ) 業種区分別の技術者数

(オ) 技術者経歴書

(カ) 営業経歴書

(キ) 測量等実績調書

(ク) 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類

(ケ) 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類 (写し可)

ウ 県外に本店を有する建設工事業者

(ア) 経営事項審査結果通知書の写し (平成14年10月1日から平成15年9月30日までを審査基準日とするもの)

(イ) 工事経歴書

(ウ) 建設業許可申請書別表の写し

(エ) 佐賀県内請負実績調書

(オ) 委任状 (建設業の許可を受けた営業所に委任する場合)

(カ) 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類

(キ) 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類 (写し可)

エ 県外に本店を有する建設関連業者

(ア) 入札を希望する業種及び登録番号・登録年月日

(イ) 入札参加資格希望業種区分別年間実績高

(ウ) 経営規模等総括表

(エ) 業種区分別の技術者数

(イ) 技術者経歴書

(ウ) 営業経歴書

(エ) 佐賀県内請負実績調書

(オ) 委任状 (営業所に委任する場合)

(カ) 測量等実績調書

(ク) 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類

(ケ) 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類 (写し可)

オ 特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う建設工事業者

(ア) 経営事項審査結果通知書の写し (平成14年10月1日以後を審査基準日とするもので、入札参加資格の審査の申請をする日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降の審査基準日のものに限る。)

(イ) 工事経歴書

(ウ) 建設業許可申請書別表の写し

(エ) 佐賀県内請負実績調書

(オ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

(カ) 委任状 (建設業の許可を受けた営業所に委任する場合)

(キ) 佐賀県に納めるべき税に未納の額が無いことを証する書類

(ク) 消費税及び地方消費税に未納の額が無いことを証する書類 (写し可)

(2) 申請書様式の入手方法
申請書様式は、次の場所で扱われている。

ア 建設工事業者用、県外に本店を有する建設関連業者用及び特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の申請を行う者用の様式

佐賀市城内二丁目2番37号 建設会館内

社団法人佐賀県建設業協会

電話 0952-23-3117

<p>イ 県内に本店を有する建設関連業者用の様式 佐賀市鍋島二丁目13番4号 社団法人佐賀県測量・設計業協会 電話 0952-33-6010</p> <p>(3) 申請書類の提出場所及び提出方法 申請書類は、次の場所にて持参により提出すること。 なお、提出の際に「競争入札参加資格審査結果通知書」を郵送するため の郵便切手をはった指定の封筒を提出すること。</p> <p>ア 県内に本店を有する建設工事業者</p> <p>(イ) 佐賀市、佐賀郡、多久市及び小城郡の区域内に本店を有するもの 佐賀市八戸二丁目2番67号 佐賀土木事務所管理課 電話 0952-24-4346</p> <p>(ロ) 神埼郡の区域内に本店を有するもの 神埼郡神埼町大字鶴3542番地 神埼土木事務所管理課係 電話 0952-52-3187</p> <p>(ハ) 鳥栖市及び三養基郡の区域内に本店を有するもの 鳥栖市元町1234番地1 鳥栖土木事務所管理課係 電話 0942-83-4176</p> <p>(ニ) 唐津市及び東松浦郡の区域内に本店を有するもの 唐津市ニタ子三丁目1番5号 唐津土木事務所管理課係 電話 0955-73-2861</p> <p>(ホ) 伊万里市及び西松浦郡の区域内に本店を有するもの 伊万里市新天町122番地4</p>	<p>伊万里土木事務所管理課係 電話 0955-23-4151</p> <p>(ケ) 武雄市及び杵島郡の区域内に本店を有するもの 武雄市武雄町大字昭和265番地 武雄土木事務所管理課係 電話 0954-22-4184</p> <p>(キ) 鹿島市及び藤津郡の区域内に本店を有するもの 鹿島市大字高津原3400番地 鹿島土木事務所管理課係 電話 0954-63-3225</p> <p>イ 県外に本店を有する建設工事業者、県内及び県外に本店を有する建設 関連業者並びに特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加 資格の申請を行う者 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県土木部監理課建設業班 電話 0952-25-7153</p> <p>5 申請書類の作成に用いる言語等 申請書類は、日本語で作成すること。 申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第 95条）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載す ること。</p> <p>6 競争入札に参加することができない者</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第167 条の11第1項の規定に該当する者 なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必 要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項の規定に該</p>
---	--

当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの

- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
 - (4) 建設業法第3条の規定による許可を受けていない建設工事業者
 - (5) 申請を行おうとする建設工事の種類について建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない建設工事業者
- 7 競争入札参加資格の認定
- 申請内容及び当該申請者に係る信用状況、工事施工成績、営業状態等を審査し、適当であると認めるときは、1に掲げる建設工事の種類又は建設関連業務の種類若しくは部門ごとに競争入札参加資格を認定する。
- 5の競争入札に参加することができない者に該当する者は、競争入札参加資格がないと認定する。
- 8 資格審査結果の通知
- 「入札参加資格決定通知書」により通知する。
- 9 資格の有効期間及び更新手続
- 競争入札参加資格の有効期間は、平成16年6月1日から平成17年3月31日までとする。ただし、特定調達契約に係る競争入札に限り有効な競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から平成17年3月31日までとする。
- 上記有効期間の経過後も引き続き競争入札参加資格を得ようとする者は、平成16年9月頃に平成17年度及び平成18年度に係る競争入札に参加する者の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い競争入札参加資格の審査申請を行うこと。
- 10 競争入札参加資格の取消し
- 申請書類に虚偽の記載をした者及び6のいずれかに該当すると認められる者については、その者の競争入札参加資格を取り消すことがある。